

第3次石狩市男女共同参画計画（抜粋）

4 計画の体系

本計画の基本理念と男女共同参画社会の実現のため、次のとおり体系を定め施策事業を展開していきます。

基本理念 「男女平等の確立」 「自立社会の形成」

※基本理念の説明は13ページをご参照ください

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現をめざす意識づくり

施策1 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進

- (1) 男女共同参画の意識を高める広報・啓発活動の推進
- (2) 男女共同参画の現状についての実態把握
- (3) 市役所における意識づくり

➤重点 施策2 子どもの男女共同参画の理解促進

- (1) 学校における男女平等の意識づくり
- (2) 子どもを取り巻く関係者の意識啓発

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画社会の推進

施策1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- (1) 市政における政策・方針決定過程への女性の参画促進
- (2) 企業・地域社会における政策・方針決定過程への女性の参画促進

施策2 雇用等における男女共同参画を推進するための環境づくり

- (1) 雇用の場における男女平等の環境づくり

➤重点 施策3 ワーク・ライフ・バランスの推進

- (1) 家庭生活でのワーク・ライフ・バランスの推進
- (2) 地域社会でのワーク・ライフ・バランスの推進
- (3) 企業でのワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標Ⅲ 男女がともに安心して暮らせる環境づくり

施策1 男女がともに子育てや介護ができる環境づくり

- (1) 男女がともに担う子育ての意識づくり
- (2) 男女がともに担う介護の意識づくり

➤重点 施策2 切れ目のないDV対策の推進

- (1) DVの未然防止対策の推進
- (2) 被害者に対する支援体制の充実
- (3) 連携・協働による推進体制の充実

2 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

本項目は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」として位置づけ、本市における男女共同参画社会の実現に向け、女性の職業生活における活躍に関する基本的な考え方及び施策の方向性を示します。

基本的な考え方

- (1) あらゆる分野で男女の性別による固定的役割分担等に捉われず女性の活躍が推進されるよう意識啓発を推進していきます
- (2) 仕事と家庭生活の両立を図るために必要な環境整備に努めます
- (3) 女性の仕事と家庭生活の両立に関し、本人の意思が尊重されるよう配慮します

【施策1 政策・方針決定過程への女性の参画促進】

本市における平成26年度の審議会等委員の女性の登用率は36.2%（平成21年度：25.4%）、市役所の管理・監督職（主査職以上）に占める女性の割合は14.0%（平成21年度：10.8%）となっており、前回調査時の平成21年度から大幅な上昇傾向にあります。

政治、経済、社会などのあらゆる分野で女性の活躍が進むことは、男女がともに暮らしやすい社会の実現につながるものと考えられるため、引き続き審議会等の女性委員の登用や市政における政策・方針決定過程への女性の登用を推進していきます。

また、地域社会を構成する企業や経済団体、PTA、町内会等に対し、政策・方針決定の場への女性の登用に向けた働きかけに努めます。